

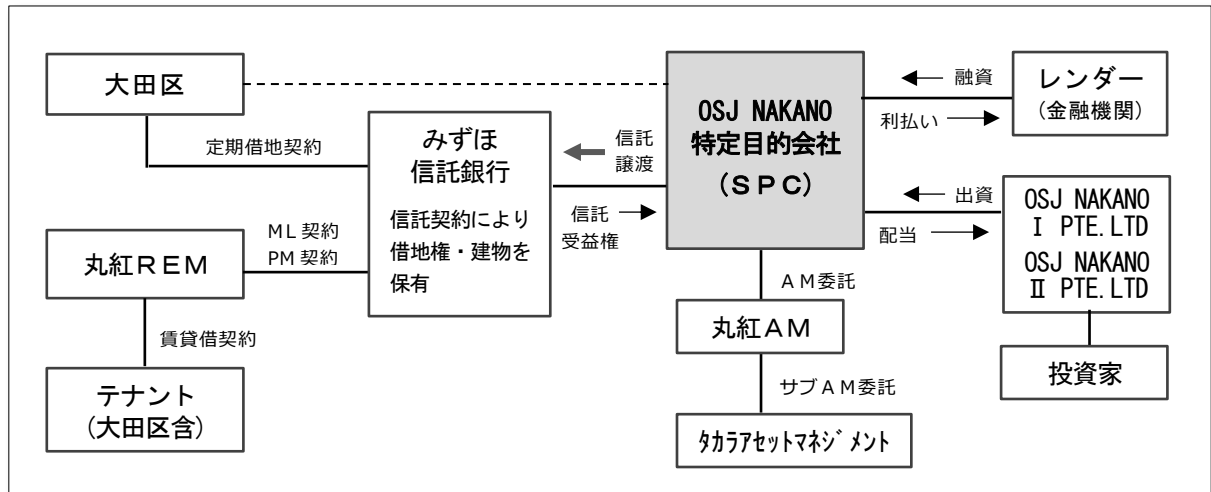
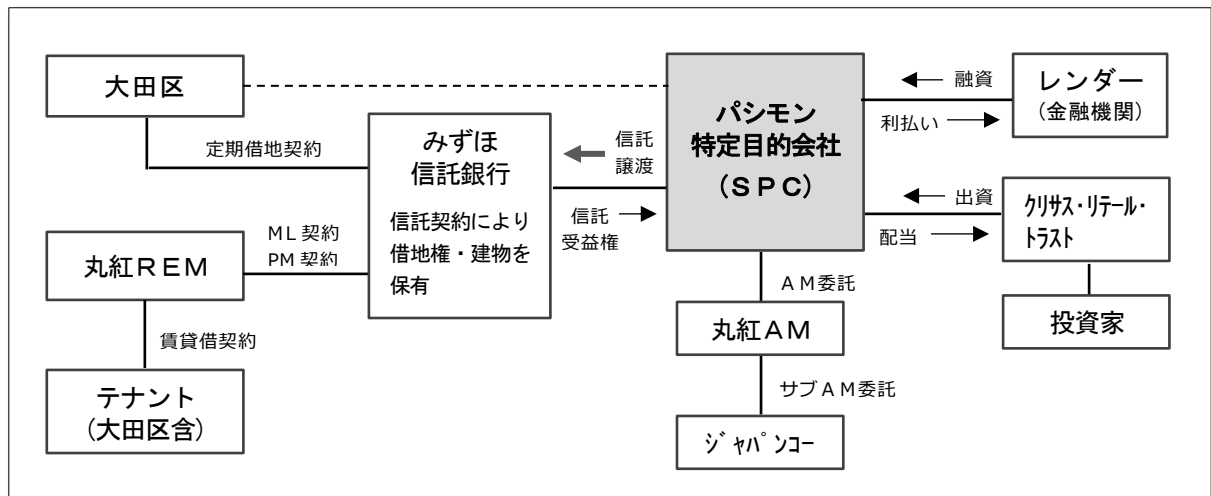
## 不動産信託契約に基づく信託受益権の譲渡に関する承諾について

### 1 要旨

Luz大森の信託受益権を譲渡するため、(仮称)大森北一丁目開発事業契約書(平成20年12月1日付締結)第47条の規定に基づき、パシモン特定目的会社から承諾に関して申請があった。譲渡先及び事業スキームに関して確認ができたため、譲渡の承諾を行う。

※第47条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て、「本施設等」(「本受益権」を含む。)を第三者に譲渡することができるものとする。

### 2 事業スキーム



- S P C : 特別目的会社⇒特定目的会社 : S P Cの一種でTMK
- OSJ NAKANO 特定目的会社 : 2018年9月10日登録 法人番号 5010005029070  
千代田区丸の内3-1-1
- 丸紅REM : 丸紅リアルエステートマネジメント
- 丸紅AM : 丸紅アセットマネジメント
- ML : マスターリース PM : プロパティマネジメント
- OSJ NAKANO I PTE. LTD/OSJ NAKANO II PTE. LTD : MIRARTHホールディングス(株)の子会社タカラアセットマネジメント(株)が組成  
※(株)タカラレーベンは2022年10月1日に商号をMIRARTH(ミラス)ホールディングス(株)に変更